

令和4年度社会福祉施設等指導監査結果

【社会福祉課】

I 社会福祉法人

【総評】

令和4年度の法人監査については、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中での実施であったが計画どおり実施できた。

平成29年度に実施された社会福祉法人制度改革を踏まえた指導監査は、令和元年度までの3か年で一巡したところであるが、一法人当たりの指摘件数は減少しているものの、実施した多くの法人で文書指摘を行うこととなった。

指摘内容については、法人運営の大部分は評議員会・理事会の法令及び定款上の手続きの誤りに関するものであった。また、経理については、決算書類の不整合や経理規程上の処理誤りに関するものが多かった。

【文書指摘率と推移】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
監査対象法人数	90	94	96	96	96	96	96
実施数(a)	44	38	29	34	13	4	18
文書指摘法人(b)	14	38	28	33	10	3	12
指摘率 b/a %	31.8	100.0	96.5	97.1	76.9	75.0	66.7
文書指摘件数	24	236	214	114	25	12	36

【文書指摘内訳】

文書指摘内訳	法人運営	法人経理	合計
文書指摘件数	20 (55.6%)	16 (44.4%)	36

【参考：口頭指摘内訳】

口頭指摘内訳	法人運営	法人経理	合計
口頭指摘件数	31 (36.5%)	54 (63.5%)	85

【主な指摘内容】

1 法人運営

- ・ 評議員選任・解任委員会が、理事6人、監事2人及び外部委員2人の計10人と、定款で定める者（監事1人、事務局員1人、外部委員1人の合計3人）と異なる構成で開催されていた。
- ・ 理事会が監事を選任する議案を評議員会に提出する際に、監事の過半数の同意を得ていなかった。
- ・ 監事は、「社会福祉事業について識見を有する者」と「財務管理について識見を有する者」から選ばれる必要があるが、2名とも「財務管理について識見を有する者」が選任されていた。
- ・ 評議員会の招集は、理事会の決議後1週間前までに評議員に対し開催通知を発送する必要があるのに同日開催していた。（招集通知の省略をしていない事例）
- ・ 招集通知を省略して開催した理事会が、招集通知を省略することについて理事及び監事全員の同意を得たことを議事録に記載されていないなど、その同意が確認できなかった。
- ・ 理事長による職務執行状況報告が、法令及び定款に基づくとおり4カ月を超える間隔で2回以上の報告がされていなかった。
- ・ 開催を省略した理事会で、議事録が作成されていなかった。
- ・ 評議員・役員等報酬規程において、各年度の総額が定められているが、実際の支給がその総額を超えていた。
- ・ 役員等報酬及び費用弁償規程で旅費額は実費と定めているが、実際の支給は異なる基準で支払われていた。
- ・ 役員等報酬及び費用弁償規程で役員等は無報酬と定めているが、実際は支給されていた。

2 法人経理（施設経理も含む。）

- ・ 決算時には補正処理されていたが、年度中に勘定科目の予算残額を超えて支出（赤字執行）されていた。
- ・ 法人本部の共通的な支出及び費用について合理的な基準に基づいて配分されていなかった。
- ・ 予定価格が経理規程に定める価格を超える場合は3社以上の見積もりが必要だが、1社しか見積書を徴していなかった。
- ・ 合理的な理由により随意契約とする場合に、その根拠・理由を示していなかった。
- ・ 経理規程と計算書類の拠点区分が一致していなかった。
- ・ 経理規程に社会福祉充実計画に関する規定が定められていなかった。
- ・ 入札を行う際に、監事や理事（理事長を除く）及び評議員を立ち合わせていなかった。
- ・ 「内部取引」や「計算書類の監査」など経理規程に記載すべき項目が記載されていなかった。
- ・ 経理規程では小口現金の限度額を理事長が定めるとされているが、限度額が定められ

ていなかった。

II 社会福祉施設

【総評】

令和4年度においては、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中での実施であったが、実施計画数86施設中76施設で実施することができた。

指摘内容については、施設運営管理では、給与規程と実際の支給の不一致、健康診断の未実施、不適正な人員配置等の事例がみられた。

入所者処遇では、各種規定の未整備・未改正、施設内委員会の未開催等の事例が見られた。

【施設別内訳】

施設種別	救護	養護	特養	軽費	児童	障害児	障害者	合計
実施数	2	4	38	4	8	5	15	76
文書指摘施設	0	1	3	0	0	4	2	10
文書指摘件数	0	2	4	0	0	4	3	13

【文書指摘内訳】

文書指摘内訳	施設運営管理	入所者処遇	施設経理	合計
文書指摘件数	3	1	9	13

【参考：口頭指摘内訳】

口頭指摘内訳	施設運営管理	入所者処遇	施設経理	合計
口頭指摘件数	68	30	64	163

【主な指摘内容】

1 施設運営管理

- ・ ユニット型特養老人ホームで適正な人員配置ができていない
- ・ 運営規程で、ユニット型特養老人ホームのユニット数及びユニットごとの入居定員を定めていない。
- ・ 管理規程、定款、重要事項説明書間で職員の職種や定数が一致しない。職員の職種や定数が各種規程と実態が異なっている。
- ・ 給与規程の定めのない給与額・手当が支給されている等、給与規程と実際の支給が異なっている。
- ・ 給与規程における前歴換算基準が、採用前職の社会福祉に係る勤務年数が十分に反映されていない。
- ・ 直接処遇職員の腰痛健診未実施等、職員の健康管理が不十分。
- ・ 福祉医療機構退職共済の加入に関して、現時点で加入要件を満たしているにもかかわらず、加入漏れとなっている。

- ・ パートタイム労働者の労働条件通知書に退職手当の有無、相談窓口の記載がない。

2 入所者処遇

- ・ 事故発生の防止のための指針が整備されていない。
- ・ 事故防止の委員会や職員研修の未開催、記録の不備。事故等が発生した際、市町村等への報告がない。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針について整備されているが、職員に対する研修が実施されていない。
- ・ 身体拘束に関する同意はあるが、同意書に拘束の解除予定日が記載されていない等身体拘束を行う場合に求められる手続きの不備。
- ・ 入所者預り金等を保管しているにも関わらず、「預り金等取扱い要領」が整備されていない。
- ・ 7月1日時点の入所判定名簿が保険者（市町村）に報告されていない。